

令和 8 年 7 月 3 日
新 潟 市 水 道 局
給 水 装 置 課

水道料金等の誤徴収について

この度、水道料金等(下水道使用料を含む。)を誤徴収していたことが判明しました。

当該使用者の方には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止と適切な事務処理を徹底してまいります。

1 誤徴収の概要

1 階と 2 階とで給水契約が分かれている一般の 2 世帯住宅で、それぞれの水道料金等を誤って逆に徴収していた。

2 経緯

平成 23 年 10 月 24 日

・当該住宅の給水装置工事について、水道局のしゅん工検査終了。(局職員)

令和 8 年 5 月 16 日

・1 階の使用者から水道使用量が多いと連絡。

令和 8 年 5 月 18 日

・現場調査を行い 1 階と 2 階の水道料金情報が逆に登録されていることが判明。

3 誤徴収の内容

期 間:平成 23 年 11 月分から令和 8 年 3 月分まで(14 年 6 ヶ月間)

差額分還付金:307,857 円(水道料金 132,489 円・下水道使用料 175,368 円)

4 発生原因

担当職員による当該住宅の給水装置工事しゅん工検査時において、宅内(1 階と 2 階)の水道と水道メーターとの作動照合の確認が不十分であったため。

5 今後の対応

- ・超過徴収額については、令和 8 年 6 月 30 日に全額返金済み。
- ・再発防止策として、検査項目をより具体化したチェックリストへ改めるとともに、担当職員及び工事事業者へ徹底する。

【お問い合わせ先】

新潟市水道局 技術部 給水装置課

(担当) 渡辺、中山

TEL 025-232-7339・025-232-7367 (直通)